官

室のうち四病床に限る。)を定め」を

「診療所の病室(療養病棟にあっては、

当該病室のうち四病床に限る。)に限る。)の

患者の性別ごとに各一つ

当該届け出た病室」

を削り、

第

の病室

(当該病室の病床数が四を超える場合においては、

うち」

に

「届け出た場合」を

「届け出たもの」に改め、「について、

号中

「介護保険法」を「旧介護保険法」

に改める。

一十四年三月

一十六日

厚生労働大臣

小宮山洋子

1

○厚生労働省告示第百六十一号

に改正し、 法第七十四条第十項、 よる改正前の高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第四項 年法律第七十号)第六十三条第四項(同法第八十五条第九項、 定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の健康保険法 に基づき、 法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定に 百十条第七項並びに第百四十九条において準用する場合を含む。)及び健康保険法等の 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号。)附則第百三十条の二第 平成二十四年四月一日から適用する。 厚生労働大臣が定める療養(平成十八年厚生労働省告示第百四十二号)の一部を次のよう 第七十五条第七項及び第七十六条第六項において準用する場合を含む。)の規定 第八十六条第十二項及び第十三項、 一部を改正する (大正十 一項の規 同 第

成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第 室のうち、 介護保険法第四十八条第一項」に改め、 いう。)」に、「同法第七条第三項」を「介護保険法第七条第三項」に、「同法第四十八条第一項」を「旧 た同法第二十六条による改正前の介護保険法 第 一十四年三月二十六日 患者の性別ごとに各一つの病室(当該病室の病床数が四を超える場合においては、 「介護保険法(平成九年法律第百二十三号)」を「健康保険法等の一部を改正する法律 第二号中「介護保険法」を「旧介護保険法」に、「診療所の病 (平成九年法律第百二十三号。 項の規定によりなおその効力を有するものとされ 厚生労働大臣 以下「旧介護保険法」 小宮山洋子 当該病

ح

○厚生労働省告示第百六十二号

険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合(平成二十年厚生労働省告示第百 十八号) 一月三十一日以前の日に行われた療養の費用の額の算定については、 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)第六号の規定に基づき、 の一部を次のように改正し、 平成二十四年四月一日から適用する。ただし、 なお従前の例による。 平成二 要介護被保 干 一四年

上欄第 一号の項 ニハロ 区分番号C006に掲げる在宅患者連携指導料区分番号C009に掲げる在宅患者訪問菜養食事指導料区分番号C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 指導管理料

別表第一

0)

を ハロイ 区分番号 С О 0 日のに掲げる在宅患者連携指導料の 日のに掲げる在宅患者訪問栄養食事指導の 8に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導

に改め、

表の上欄第二

号

項から

同表の上欄第四号の項までを次のように改める。

次に掲げる患者

(老人性認知症疾患療養病床等) (表人性認知症疾患療養病棟の病床

規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。) 号)別表の3のイのへから「までの注10又はロのへ及び」の注7.号)別表の3の分の、から「までの注10又はロのへ及び」の注7.する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十次に掲げる点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に 数以外のもの別表第一第2章第1部に規定する点数であって、 次に掲げる点 要

区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料

区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2

区分番号B005、2に掲げる地域連携診療計画管理料

当場料Ⅲ 指導料Ⅲ 1005 **»** 3 » 2に掲げる地域連携診療計画退院時

区分番号B005 *6に掲げるがん治療連携計画策定料 次に掲げる点数が算定されるべき療養

別表第 一第1章第2部に規定する点数

)の 別表第一第2章に規定する点数であって、 次に掲げる点数以外

Ó

指

導料Ⅲ 8005 *3 *2に掲げる地域連携診療計画退院時

棟に入院している患者に係るものを除く。) 区分番号B005 * 7 に掲げる認知症専門診断管理料 区分番号B005、6、2に掲げるがん治療連携指導料 (療養病

でに掲げる場合に限る。)
・ 区分番号B009に掲げる診療情報提供料(1) (注10から注12 (療養

第2部に規定する点数

区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法

区分番号I003、2に掲げる認知療法・認知行動療法

リ 係る場合を除く。) 区分番号1008、2に掲げる精神科ショート・ケア (注5に

ヌ を除く。)を除く。)

別表第二に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

区分番号B006、3、2に掲げるがん治療連携指導料 区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料

区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料

別表第三区分番号15の4に掲げる退院時共同指導料 区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファ

次に掲げる療養

{ 区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1

区分番号B005 *1 *2に掲げる介護支援連携指導料

(I)区分番号B005 *3に掲げる地域連携診療計画退院時指導

区分番号B005 %6 区分番号B005 »7に掲げる認知症専門診断管理料 *2に掲げるがん治療連携指導料

9 8 7 6 (5)

10

h	g	\mathbf{f}
区分番号B007に掲げる退院前訪問指導料	画料 区分番号B005 * 8に掲げる肝炎インターフェロン治療計	区分番号B005 > 7 > 2に掲げる認知症療養指導料

- 区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料

(14) h

- j 注 k 区分番号B010に掲げる診療情報提供料皿 14、注7、注8及び注10から注1までに掲げる公番号B009に掲げる診療情報提供料II のる場合に限るは、注1、注: 33
- 数以外のものと別表第一第2章第4部に規定する点数であって、 区分番号B014に掲げる退院時薬剤情報管理指導料

次に掲げる点

- 第1節通則第4号のイに規定する点数
- 区分番号E001の1に掲げる単純撮影
- 区分番号E002の1に掲げる単純撮影
- るものに限る。) おり (対し) おり (対し) おり (対し) おり (対し) という (対し) という (対し) がらい (対し) に掲げる薬剤に係るものに限る。) 設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)第十六第: 別表第一第2章第5部第3節に規定する点数(特掲診療料 に係施 二の号施
- 数以外のもの別表第一第2章第8部に規定する点数であって、 H006に掲げる難病患者リハビリテーション料 別表第一区分番号H005に掲げる視能訓練及び同表区分番号 次に掲げる点
- 区分番号1003~2に掲げる認知療法・認知行動療法 区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法
- に係る場合を除く。) 区分番号I008 区分番号I007に掲げる精神科作業療法 08 ~ 2に掲げる精神科ショート・ケア (注 5
- げる処置に係るものを除く。)等(平成二十年厚生労働省告示第六十二号)別表第五第二等(平成二十年厚生労働省告示第六十二号)別表第五第一次のを除く。) 合を除く。) 第二号に掲の施設基準
- われたものに限る。) かれたものに限る。) かれたものに限る。) の注7に規定する所定単位数を算定した日に行り又はロの\及び]の注7に規定する費用の額の算定に関する基準別表の3のイの\から までの注め 次に掲げる点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に要したに関する点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に要した。 別表第一第2章第10部から第12部までに規定する点数
- 別表第一第1章第1部に規定する点数

5に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。)する費用の額の算定に関する基準別表の3のハのヽから^までの、かに掲げる点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に

注要

に係る場合を除く。)
区分番号1008、2に掲げる精神科ショート・ケア

区分番号1009に掲げる精神科デイ・ケア

(注5に係る場

(注5

区分番号1003 * 2に掲げる認知療法・認知行動療法

区分番号1002に掲げる通院・在宅精神療法

区分番号I007に掲げる精神科作業療法

別表第一第1章第1部に規定する点数

 \Box

薬剤に係るものに限る。)別表第一第2章第5部に規定する点数(専門的な診療に特有な

別表第一第2章第3部及び第4部に規定する点数

別表第一区分番号A400の1に掲げる短期滞在手術基本料

1

- ホ ハロ 別表第一区分番号B005 > 7に掲げる認知症専門診断管理料 別表第一区分番号A400の1に掲げる短期滞在手術基本料1 第2章第3部及び第4部に規定する点数
- 薬剤に係るものに限る。) 別表第一第2章第6部に規定する点数 薬剤に係るものに限る。)別表第一第2章第5部に規定する点数 (専門的な診療に特有な (専門的な診療に特有な

- ている患者 に限る。に限る。に限る。に限る。に限る。に及る。に入院しま療養病棟の病床の病床 次に掲げる患者

口

- 5に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。)する費用の額の算定に関する基準別表の3のハのヽから^までの次に掲げる点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に 次に掲げる療養 別表第一区分番号A227に掲げる精神科措置入院診療加算

注要

るものに限る。) いか 別表第一第2章第6部第2節に規定する点数(特掲診療料のの別表第一第2章第6部第2節に規定する点数(特掲診療料のの別表第一第2章第6部第2節に規定する点数(特掲診療料の)

係施

数以外のもの別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点

設基準等第十六第二号に掲げる薬剤に係るものに限る。) - 別表第一第2章第5部第3節に規定する点数(特掲診療料の施

- 区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料 区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料 区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 区分番号B015に掲げる退院時共同指導料2
- 区分番号B014に掲げる退院時共同指導料1 区分番号B011 * 4に掲げる退院時薬剤情報管理指導料

ル ヌ IJ

- 数以外のもの 別表第一第2章第8部に規定する点数であって、
- 区分番号I011、2に掲げる精神科退院前訪問指導料
- 定されるべき療養別表第二に規定する点数であって次に掲げる点数以外のものが算別表第二に規定する点数であって次に掲げる点数以外のものが算 別表第一第2章第9部から第13部までに規定する点数
- 区分番号B004 > 1 > 4に掲げる入院栄養食事指導料
- 区分番号B006、3に掲げるがん治療連携計画策定料
- 区分番号B007に掲げる退院前訪問指導料

チ

1

区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料

ホ

- 区分番号B006、3、2に掲げるがん治療連携指導料
- 区分番号B004~9に掲げる介護支援連携指導料
- 区分番号I011に掲げる精神科退院指導料 次に掲げる点

ホ 薬剤に係るものに限る。)別表第一第2章第6部に規定する点数 (専門的な診療に特有な

以外のもの別表第一第2章第8部に規定する点数であって、 次に掲げる点

- 区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法
- 区分番号1003、2に掲げる認知療法・認知行動療法

¤ ¥

- 区分番号I011に掲げる精神科退院指導料
- 別表第一第2章第9部から第13部までに規定する点数 *2に掲げる精神科退院前訪問指導料

¢

定されるべき療養 別表第二に規定する点数であって次に掲げる点数以外のものが算

(号外第 68 号)

区分番号B004 * 1 * 4に掲げる入院栄養食事指導料

区分番号B004~9に掲げる介護支援連携指導料

区分番号B006、3に掲げるがん治療連携計画策定料

区分番号B006、3、2に掲げるがん治療連携指導料

ホ 区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料 区分番号B007に掲げる退院前訪問指導料

区分番号B01 *4に掲げる退院時薬剤情報管理指導

区分番号B015に掲げる退院時共同指導料2 区分番号B014に掲げる退院時共同指導料1

区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料

区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料

区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料

法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 第二十七項」に改め、同表備考第十号中「法」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年 条第二十四項」を「第八条第二十六項」に改め、同表備考第九号中「第八条第二十五項」を「第八条 一十六条による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)」に改め、 「法」を「旧介護保険法」に改める。 別表第一備考七号中 「第八条第二十項」 を「第八条第二十一項」 に改め、 同表備考第八号中「第八 同表備考第十一号中

同表の上欄第五号の項中「注10」を 別表第二の上欄第三号の項中「在宅末期医療総合診療料」を「在宅がん医療総合診療料」 「注11」に改め、 同項の次に次のように加える。 に改め、

和が算定されるべき療養 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理 の二 別表第一区分番号C006に掲げる

ものである場合に限り、算定できる。リテーション指導管理が必要である患者に係る急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビ

別表第一 一の上欄第十一号の項を次のように改める。

薬情報提供料・別表第三区分番号13に掲げる長期投 次に掲げる点数が算定されるべき療養

服薬支援料別表第三区分番号 14の2に掲げる外

口

管理指導費を算定した場合には、算定できない。居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管で、居宅療養管理指導又は介護予防居宅で、居宅療養管理指導又は介護予防居宅、おいては、同一月

別表第二の上欄第十三号の項を次のように改める。

薬情報等提供料が算定されるべき療養三 別表第三区分番号15の5に掲げる服

管理指導費を算定した場合には、算定できない、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療療養管理指導(薬剤師が行う場合に限る。)をにおいて、居宅療養管理指導又は介護予防居において、居宅療養管理指導又は介護予防居 い、養行宅月

の3の注10」に改め、同表備考第十七号中「½」を「.と」に、「心」を「心」に改める。 る費用の額の算定に関する基準別表の3の注11」に、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算 定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注9」を「指定居宅サービスに要す に関する基準別表の3の注9」を「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表 別表第二備考第十一号中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改め、同表備考第十四号中「 指

○厚生労働省告示第百六十三号

指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一 一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める指定訪問看護(平成十二年厚生省告示第百六十九号) 部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。 一年厚生省令第八十号) 第十三条第二 項

定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算又は区分番号01~2の注11に規定する夜問看護」の下に「(訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法区分番号01の注13に規加算又は区分番号01~2の注9に規定する長時間精神科訪問看護加算」に改め、第二号中「指定訪加算、号中「第一号注9」を「区分番号01の注10」に、「長時間訪問看護加算」を「長時間訪問看護 間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算を算定する日を除く。)」を加える。 平成二十四年三月二十六日 厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第百六十四号

平成二十四年三月二十六日

小宮山洋子

を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。 五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第一号の規定に基づき、 (平成十年厚生省告示第二百十号) 二百十号)の一部(健康保険法第六

準として定められた看護師」に改める。 関第二十条」に、「有しなければならない看護師」を「都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基則第二十条」に、「有しなければならない看護師」を「都則算力条カら第十七条まで、第二十条」を「附 規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により師の項中「歯科医師の員数」とあるのは「歯科医師の員数(改正省令附則第九条から第十七条までの第二項中「附則第九条から第十七条まで及び第二十三条」を「第二十三条」に改め、「、同表歯科医

○厚生労働省告示第百六十五号の厚生労働省告示第百六十五号で定める基準として定められた」に改める。 一十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める」を 別表看護師・准看護師・看護補助者の項中「第二十一条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第 一第二十一条第三

平成二十四年四月一日から適用し、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定め 三号)別表4から6まで及び18の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働 が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十 限り廃止する。 大臣が定める病院、 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)第一号ただし書並びに厚生労働大臣 調整係数及び機能評価係数 基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数N及び機能評価係数Mを次のように定め、 (平成二十二年厚生労働省告示第九十八号) は、 同年三月三十一

平成二十四年三月二十六日 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、 厚生労働大臣 基礎係数、 小宮山洋子 暫定調整係

働大臣が指定する病院の病棟 診療報酬の算定方法 機能評価係数N及び機能評価係数M (平成) 一十年厚生労働省告示第五十九号) 第一号ただし書に規定する厚生労